

**相模原市と城山町・藤野町の合併に伴う産業廃棄物
・特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可の取扱いについて**

**平成19年3月11日に相模原市、城山町、藤野町の1市2町は合併し、
新「相模原市」となりました。**

営業 の 範 囲	<p>相模原市の許可をお持ちの方</p>
	<p>⇒ 合併後は、新「相模原市」全域（旧城山町、旧藤野町の区域を含む）で営業ができます。</p>
営業 の 範 囲	<p>神奈川県許可をお持ちの方</p>
	<p>⇒ 合併後も、県の許可期限までは合併区域（旧城山町、旧藤野町）で営業できます。 なお、平成18年3月20日付合併前に県の許可を取得された方は、前回合併した旧津久井町及び旧相模湖町の区域でも営業できます。</p> <p>※ 県の許可期間満了後も新「相模原市」（旧城山町、旧藤野町の区域を含む）で営業する場合は、相模原市に新規申請をしてください。</p>
事業 の 範 囲	<p style="text-align: center;">産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の種類（許可品目）が、 神奈川県と相模原市で異なる場合</p> <p>⇒ 合併後は、相模原市の許可品目を新「相模原市」全域（旧城山町、旧藤野町の区域を含む）で有効とします。 ただし、県から相模原市の許可品目がない品目の許可を受けている場合は、その品目について、県の許可期限までは合併区域（旧城山町、旧藤野町）で有効とします。 なお、平成18年3月20日付合併前に県の許可を取得された方は、前回合併した旧津久井町及び旧相模湖町の区域でも、県の許可品目（市の許可品目以外のもの）を有効とします。</p> <p>※ 合併後に、新「相模原市」全域（旧城山町、旧藤野町の区域を含む）で県の許可品目（市の許可品目以外のもの）を取り扱う場合は、相模原市に変更許可申請をしてください。</p>

問合せ先 相模原市環境事業部 廃棄物指導課 電話（042）769-8335（直通）
 神奈川県環境農政局 環境部廃棄物指導課 電話（045）210-4159（直通）